

東三河まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の趣旨を踏まえ、今後の人口減少に対応したまちづくりを進めるため、東三河まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 東三河人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 創生本部は、広域連合長、副広域連合長の職にある者をもって組織する。

- 2 創生本部に、本部長、副本部長を置く。
- 3 本部長は広域連合長をもって充て、副本部長は東三河広域連合長の職務代理者の順序を定める規則（平成27年東三河広域連合規則第4号）第2条の規定による順位上位者をもって充てる。
- 4 本部長は、創生本部の会務を総理する。
- 5 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 6 本部長は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じ創生本部を招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第5条 創生本部の庶務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。